

博士学位論文審査要旨

2019年 1月 11日

論文題目：英米刑事手続における自己負罪拒否特権
—「黙秘からの不利益推認」に関する議論からの示唆—

学位申請者：梶 悠輝

審査委員：

主査：法学研究科 教授 河村 博
副査：法学研究科 教授 川本 哲郎
副査：法学研究科 教授 川崎 友巳

要旨：

憲法の保障する自己負罪拒否特権に被疑者、被告人の黙秘権が含まれるかという点は学説上争いがあるが、本論文は、黙秘からの不利益推認禁止原則の核心、さらには、自己負罪拒否特権の核心、根本原理に迫ろうとしたものである。そのため、コモンローにおける判例、議論、イギリス1994年刑事司法および公共秩序法の黙秘からの不利益推認条項成立にいたる議論、その後の判例等に加え、わが国憲法、刑訴法制定とその後の解釈に大きな影響を与えたアメリカ連邦法における判例、議論等を精査し、英米において、「黙秘を有罪認定の指標とする不利益推認」あるいはその趣旨の説示の禁止が、政策的な理由から法改正等によって搖るがすことのできない、不利益推認禁止原則の核心であることなどを明らかにしている。

これまで、わが国では、この問題について、詳細な分析に基づく検討、議論がなされてきたとはいがたいものがあり、本論文が、英米について総合的かつ詳細に調査検討した学術的価値の高い貴重なものであるだけでなく、裁判には理由が付され、事実認定と量刑の手続が分離されていないなどの違いはあるものの、裁判員裁判の中での事実認定、量刑判断のあり方をはじめ、わが国の刑訴法における議論の進展にも今後大いに貢献が期待できる、優れた論文と評価できる。

よって、本論文は、博士（法学）（同志社大学）の学位を授与するにふさわしいものであると認められる。

総合試験結果の要旨

2019年 1月 11日

論文題目：英米刑事手続における自己負罪拒否特権
—「黙秘からの不利益推認」に関する議論からの示唆—

学位申請者：梶 悠輝

審査委員：

主査：法学研究科 教授 河村 博

副査：法学研究科 教授 川本 哲郎

副査：法学研究科 教授 川崎 友巳

要旨：

審査委員は、2019年1月10日午前10時30分から11時50分まで、光塩館第一共同研究室において、総合試験を行った。本論文の内容について、学位申請者は、本論文の問題意識、英米における議論、判例を研究することの意義、わが国の憲法、刑訴法における自己負罪拒否特権の根本原理性、捜査段階における強制処分要件、量刑判断における黙秘の評価との関係、行政手続との関係など多岐にわたる質疑に対し終始的確に応答し、当該分野及び関連領域に関する専門的知識を有するとともに、高度な学術的考察力などを有していることを示した。また、申請者は、本論文執筆に当たり、英語の多数の文献を資料として用いており、この分野において必要な英語の能力を十分に備えている者と判断した。なお、審査委員から、本論文の表現方法について若干適切でないと思われる箇所のあることが指摘されたが、これにより、本論文の評価等が損なわれるものではない。

よって、総合試験の結果は、合格であると認める。

博士学位論文要旨

論文題目：英米刑事手続における自己負罪拒否特権
—「黙秘からの不利益推認」に関する議論からの示唆—

氏名：梶 悠輝

要旨：

日本国憲法38条1項は、「何人も、自己に不利益な供述を強要されない」と規定し、いわゆる自己負罪拒否特権を保障している。また、訴追対象者の自己負罪拒否特権をより実効性のあるものにするため、刑事訴訟法は、被疑者・被告人に対して黙秘権を保障している。そのため、訴追対象者は、捜査から公判に至るまで、一貫して沈黙することが許される。

日本では、これまで、学説上、自己負罪拒否特権の保障内容に、被疑者・被告人の黙秘権が含まれるのかを巡り、賛否が対立してきた。すなわち、自己負罪拒否特権という憲法上の権利として強要から保護されるのは、「不利益」な供述に限られるのか、有利・不利を問わず、あらゆる供述を含むのかが争われてきたのである。ここでは、黙秘に与えられる保護態様の法的根拠が、憲法上の自己負罪拒否特権に求められるのか、法律上の黙秘権に求められるのかが問題になっているといえる。

こうした問題が顕在化するのが、「黙秘からの不利益推認」に関する議論である。訴追対象者が、実際にその黙秘権行使した場合、当該権利行使の事実は同人に対して不利益に扱われてはならないと一般に考えられている（以下、「不利益推認禁止」原則）。もっとも、なぜそのような帰結が導かれるのかについては見解の一一致を見ておらず、「不利益推認禁止」原則は、必ずしも自己負罪拒否特権そのものの問題として把握されてこなかった。というのも、不利益推認の脅威により促される供述は、弁解などの自己に有利な事項に関するものになるため、憲法38条1項にいうところの「不利益」な供述が強要されるには至らないと考えられてきたからである。しかし、仮に、そこで促される供述が、厳密な意味で、犯人性の有無や犯罪事実の存否・内容に関して当該訴追対象者の有罪を根拠づける性質のものでない限り、同項にいう「不利益」に該当しないとするならば、憲法38条1項は、「自白や有罪の自認を強要することは許されない」というあまりにも当然の内容を確認した規定にすぎないことになる。はたして、そのような解釈は妥当なのか。この疑問を解決するためには、「不利益推認により促される供述の内容は『不利益』に該当しない」との従来の理解を再考が必要となろう。

こうした問題意識に照らして、まず注目に値するのが、イギリス（イングランドおよびウェールズ）における「黙秘からの不利益推認」に関する議論である。イギリスでは、刑事法改訂委員会（Criminal Law Revision Committee）が、1972年に公表した『第11報告書』の中で、不利益推認を禁止してきた従前の判例法を「非常識」であると批判した。これを契機に、不利益推認を許容する法改正の是非を巡る議論が活発となった。そして、1994年刑事司法および公共秩序法（Criminal Justice and Public Order Act 1994）において、事実認定者が、被疑者や被告人の黙秘から不利益な推認を導くことを許容する条項（以下、「不利益推認条項」）が導入されるに至った。同様の動きがアメリカ合衆国でも見られる。すなわち、2013年に下されたサリナス・ケース連邦最高裁判決において、非身柄拘束下での取調べにおける被疑者の黙秘を、同人の有罪を示す実質証拠として利用することが許容された。これまで厳格に禁止されてきた実質証拠としての黙秘の利用が部分的に解禁されたのである。これを契機に、アメリカでは、「黙秘からの不利益推認」を巡り新たな議論が生じている。本稿がイギリスおよびアメリカの動向に着目するのは、この新たな法改正や判例の登場の前後を比較し、自己負罪拒否特権の保障態様に変化がみられた部分とそうでなかつた部分を峻別すること

で、法律等によって揺るがされることのない、すなわち、利益衡量によっては変更を加えることの許されない「不利益推認禁止」原則の内容を画定させるものになりうる。自己負罪拒否特権の根本原理が浮き彫りになり、日本においても妥当する、強要から保護されるべき「不利益」な供述の内実に迫るための示唆が得られるのではないかと思慮したためである。

そこで、本稿では、まず第1章において、英米両国における自己負罪拒否特権が実効性を獲得するに至る過程を整理した。

第2章では、イギリスにおける「黙秘からの不利益推認」を巡る議論を概観した。第1節では、『第11報告書』公表以前の、訴追対象者の黙秘の証拠法上の扱いが問題とされた判例の動向と、20世紀後半における不利益推認に関する議論の展開を把握した。そして、第2節および第3節では、1994年刑事司法および公共秩序法の「不利益推認条項」の構造を把握し、同条項に関する判例・学説の整理を行った。ここでは、この「不利益推認条項」により、弁護人の助言や弁護士・依頼者間密匿特権の有効性が損なわれ、刑事手続という過酷な環境に置かれた被疑者や「脆弱な被告人（vulnerable defendant）」の供述・証言の自由が脅かされたことで、被疑者・被告人の自己負罪拒否特権や黙秘権の実効性が危うくなるとの声が強く示されていることが確認された。他方で、イギリスでは、「不利益推認条項」が導入された背景として、当時、深刻な治安悪化がみられたこと、および、20世紀後半の刑事司法改革を経て、訴追対象者の権利保障が拡充されたのに対し、不利益推認が許容されなければ、権利保障と捜査権限との間の適正なパワーバランスが損なわれる事が危惧されたという事情も見て取れた。

第3章では、アメリカにおける「黙秘からの不利益推認」を巡る議論を概観した。第1節では、同判決が下されるまでに、連邦最高裁が、連邦憲法との関係で「不利益推認禁止」原則とその例外についていかなる判断を下してきたのかを整理した。第2節では、サリナス・ケース連邦最高裁判決を巡り戦わされている議論を整理した。ここでは、犯罪情勢が深刻な状況にあり、1967年に厳格な人権保障の水準を示したミランダ法則が確立されて以降、同法則が、自白率の低下を招き、証拠収集を困難にしているとして、刑事司法の実効性が危惧されてきた中で、サリナス・ケース連邦最高裁判決が登場するに至ったということが看取された。また、同判決により、被疑者が、通常は弁護人のつかない非身柄拘束下での取調べにおいて、後に黙秘が自身の有罪を示す証拠となりうる中で、供述するか、黙秘するかという重大な選択が迫られるようになったと言えるため、イギリスと同様に、被疑者に対する黙秘権保障を不安視する声が強いことも確認された。

以上の整理を踏まえ、第4章では若干の検討を行った。まず、第2章で明らかになったように、「不利益推認条項」の導入以降、イギリスにおける黙秘権の実効性が案じられた一方で、「黙秘したかどうかを有罪認定の指標とするような不利益推認や、黙秘が有罪認定の指標であるかのような心証を抱かせる説示」を禁止した従前の判例法の考え方は命脈を保った。この点に着目すれば、イギリスでは、従前の裁判例が示してきた意味での、「事実認定における黙秘からの不利益推認の禁止」が、政策的な理由に基づく法律の変更によって揺るがすことのできない根本原理として捉えられていると理解できるようと思われる。また、第3章で明らかになったように、サリナス・ケース連邦最高裁判決を契機に、非身柄拘束下での黙秘権保障が危ぶまれた一方で、本件については、証拠関係を踏まえれば、被疑者の黙秘を考慮せずとも優に有罪が認定できる事件であったとの評価も示されている。この評価が正しいとすれば、本判決の射程は、当該被疑者の沈黙が、同人が有罪であることとしか整合しないと認められるような場合にしか及ばないと見る余地が残されよう。この場合、被疑者の黙秘は、すでに果たされた検察官立証を追認するうえで、確認的に考慮されるにすぎないものとなる。したがって、こうした理解を前提とする限り、アメリカの刑事手続でも、「黙秘を有罪認定の指標とする不利益推認や、黙秘が有罪認定の指標であるかのような心証を抱かせる説示」に対する禁止という意味での「不利益推認禁止」原則が堅持されているといえるのではないだろうか。

こうした英米で堅持されたと解される意味での「不利益推認禁止」原則は、同じく当事者主義的刑事手続を採用する日本でも、政策的な理由や法律の変更によっては揺るがすことのできない根本原理

として受け止められるべきであり、その限りで、訴追対象者の沈黙 자체が憲法上の要請として保護されるべきであることも示しているように思われる。このことからは、不利益推認の脅威により促される供述が、弁解等の自己に有利な事実であるとして、「不利益推認禁止」原則を法律上の黙秘権の問題として捉えてきた従来の有力な理解を再考する必要があるとの帰結を導くことができるのではないだろうか。こうした問題意識は、日本でも現に立法化が主張されている、不利益推認を許容する法律の合憲性を巡る議論や、実際の裁判で不利益推認によって事実認定が行われた場合、その事実が上告理由となるかどうかといった議論にも、一定の示唆を与える。

以上の示唆を踏まえ、今後、日本法の解釈論として、自己負罪拒否特権により保護されるべき「不利益」な供述の内実を明らかにしていくにあたり、陪審裁判を前提とする英米と、裁判員裁判や裁判官裁判を前提とする日本の刑事手続との違いを踏まえつつ、日本における自己負罪拒否特権や黙秘権の沿革にも立ち返り、刑事手続の各段階における自己負罪拒否特権等の根拠論に根ざした検討に取り組みたい。その検討を経たうえで、文理上、日本国憲法 38 条 1 項による保護の対象は「不利益」な供述に限られるところ、同項による訴追対象者の憲法上の黙秘権を導くことができるのかという解釈論を展開したい。